

多治見市・多治見商工会議所
春日井市・春日井商工会議所
の四者による自治体間連携・協力
に関する基本協定書

平成29年4月10日

自治体間連携・協力に関する基本協定書

多治見市、多治見商工会議所、春日井市及び春日井商工会議所（以下「四者」という。）は、次のとおり自治体間連携・協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四者が、多様な主体を含む新たな自治体間連携・協力の枠組により、それぞれの資源、機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力することにより、地域の課題解決、地域活力の創造を図り、地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 四者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 連携・協力を推進するための人づくりに関すること。
- (2) 共同して地域の課題解決及びまちづくりに取り組む場づくりに関すること。
- (3) 地域資源の相互活用に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

（守秘義務）

第3条 四者は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはいけない。

2 四者は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはいけない。

（連携・協力推進会議）

第4条 四者は、この協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、四者連携・協力推進会議において連絡調整及び協議を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の2か月前までに、四者いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、四者が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、四者自署の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月10日

多治見市長

古川 雅典

多治見商工会議所会頭

田代 正美

春日井市長

伊 藤 太

春日井商工会議所会頭

松尾 隆徳